

使用料徴収業務委託仕様書

本仕様書は、豊明市（以下「甲」という。）が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、都市計画課が管理するテニスコート（以下「テニスコート」という。）に係る使用料の徴収事務において、受託者（以下「乙」という。）に委託する業務を次の条項にて示すものである。

（趣旨）

第 1 条 本仕様書は、豊明市の委託する作業業務の適正を期するため、豊明市契約規則豊明市委託契約約款、その他関連法規及び設計図書に示す以外の委託業務施工に関する一般事項を示すものである。

（適用）

第 2 条 この仕様書は、豊明市の委託する業務のうち特殊な業務で、別に定める特記仕様書のあるもののほかは、本仕様書を適用する。

（委託内容）

第 3 条 甲は、豊明市都市公園条例（平成 24 年豊明市条例第 39 号。以下「都市公園条例」という。）第 14 条に規定する使用料の徴収に関する事務を乙に委託し、乙はこれ进行处理するものとする。

（実施の方法）

第 4 条 乙は、都市公園条例及び豊明市予算決算会計規則（昭和 55 年豊明市規則第 1 号）、この契約並びに甲の支持に従って誠実に委託事務を実施するものとする。

（徴収金の保管）

第 5 条 乙は、徴収金を速やかに現金払込票により甲の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。

2 乙は、前項の規定により払い込みを行ったときは、速やかに現金払込書に係わる領収証書を、甲に提出しなければならない。

（有料公園施設）

第 7 条 使用料の徴収の対象となる施設は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|------------------|
| （1）落合公園テニスコート | 豊明市新栄町三丁目 300 番地 |
| （2）西川公園テニスコート | 豊明市西川町善波 4 番地 1 |

（業務場所）

第 8 条 乙が業務を行う施設の所在地は、次のとおりとする。

豊明市福祉体育館 豊明市西川町笹原 26 番地 1

（契約期間）

第 9 条 この契約の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

（支払方法）

第 10 条 請負代金の支払いについては、豊明市契約規則及び豊明市委託契約約款による。

(調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも乙に対してこの契約に定める乙の義務の履行状況について報告を求め、又は甲の職員に実地に調査させることができるものとする。

2 甲は、前項の規定により報告を受け又は調査した結果必要と認めるときは、乙に必要な措置を命じ、又は自ら必要な措置をすることができる。

(関係書類の整備)

第12条 乙は、委託事務に係る経理を明らかにした書類を整備し、第4条の規定による委託期間の満了の日から5年間保存するものとする。

(協議事項)

第13条 この契約書の各条項について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない項目及びこの契約書に関し質疑が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。